

災害対策本部の活動

みずき野町内会

2013年12月21日

はじめに

防災計画策定の前提

平常時の活動

1. 防災組織・体制作り
2. 災害対応手順書の整備と関係者への周知
3. 住民DBの作成
4. 自主防災隊隊員の訓練
5. 住民への災害時対応手段の啓蒙と訓練
6. 防災機材の充実（防災本部、丁目指揮所）
7. 関係機関・組織との事前調整
8. 防災カルテマップの作成
9. 住環境の整備計画立案（災害に強い街づくり）

災害発生後の活動

1. 災害対策本部開設
2. 丁目分隊拠点運営を支援
3. 情報収集活動（全体の最新情報を常に把握する）
4. 救護・消火活動支援と状況の取りまとめ
5. 避難誘導支援（要援護者の救援活動支援を含む）
6. 避難所・救護所の開設を支援し、運営に参画
7. 外部との連絡調整し復旧活動の計画立案
8. 治安維持活動
9. 住民の状況情報の整理（毎日定期的に更新、外部避難者を含む）

補足

2013年12月現在の組織

はじめに

みずき野自主防災隊は、地震、風水害などの災害が発生したときに、地域住民の安全を確保し、住民が一日も早く安寧な日常生活に戻ることを支援することを目的として、ボランティア活動を行う。

地震発生時の行動パターン

地震発生

1 ~ 2分

3分

5分

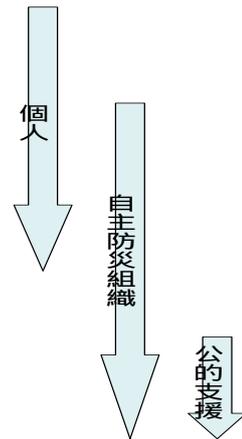
5 ~ 10分

10分 ~ 数時間

~ 3日くらい

避難生活では

- ・ 落ち着いて、自分の身を守る
- ・ 火の始末はすばやく
- ・ ドアや窓を開けて、逃げ道を確保する
- ・ 火元を確認、出荷していたら初期消火
- ・ 家族の安全を確認
- ・ 靴を履く
- ・ 隣近所の安全を確認
- ・ ラジオなどで情報を確認
- ・ 電話はなるべく使わない
- ・ 家屋倒壊などの恐れがあれば非難する
- ・ 子供を迎えにいく
- ・ ガスや電気の元を切り出火防止をする
- ・ **消火・救出活動(時間が勝負)**
- ・ 生活必需品は備蓄でまかなう
- ・ 災害情報・被害情報の収集
- ・ 壊れた家には入らず、余震に警戒する
- ・ 自主防災組織を中心に行動する
- ・ 集団生活のルールを守る
- ・ 助け合いの心で



自主防災隊の活動計画は守谷市役所の防災計画を念頭において、守谷市役所をはじめとする関係機関と協働した活動を立案する。なお、守谷市の防災計画に定めのない事項については、ボランティア活動の範囲で独自に定め、活動を推進する。

自主防災組織の役割

U 平常時

- 地域内の安全点検
- 防災組織の普及・啓発
- 防災訓練

U 災害時

- 安全確認
- 初期消火
- 避難誘導
- 救出・救助
- 情報の収集・伝達
- 避難所の管理・運営

留意点

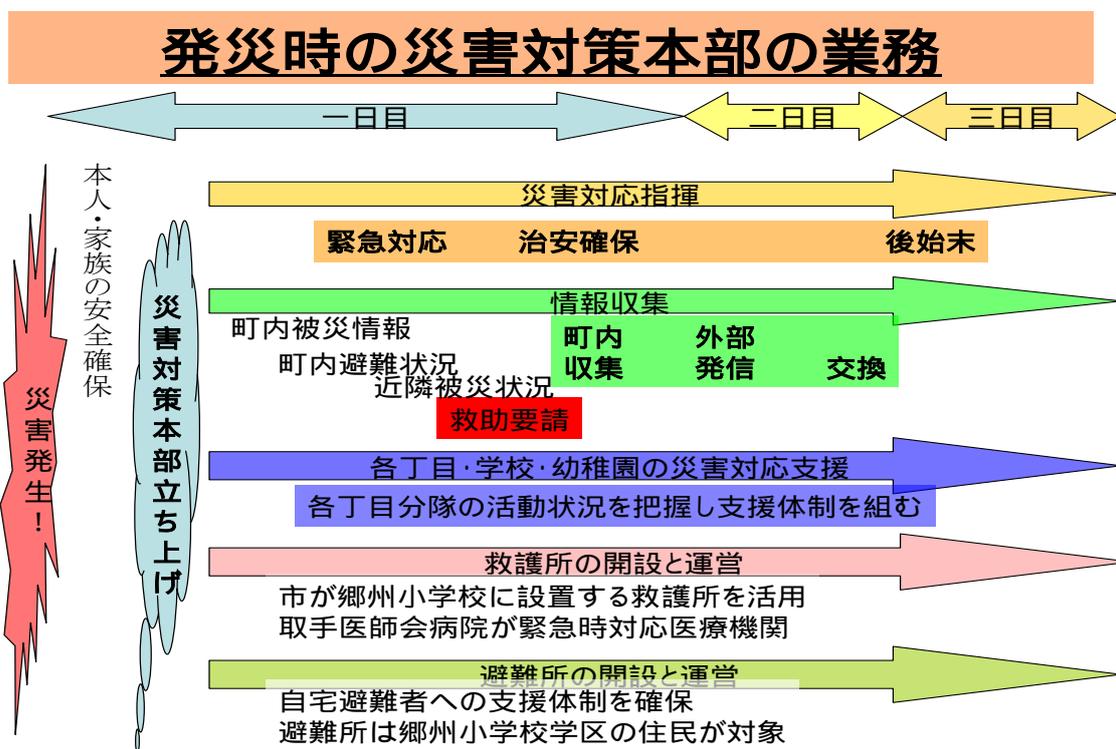
- 地域の交流
- イベントに参加
- 防災訓練に参加
- 広報活動
- 資機材の整備点検
- 防災マニュアルの整備
- 防災カルテ・マップの作成

- 安全確認(本人・家族)
- 状況把握(近隣・弱者)
- 情報収集・伝達(本部・近隣・弱者)
- 安全な場所に誘導
- 安心感を持たせる(落ち着かせる)
- 可能な限り自宅避難
- 避難所運営マニュアルの整備

自主防災隊に所属しない住民も参加して、全住民が参加して互に助けあう災害対応を基本とする。(全住民がそれぞれできることをやって支え合う)

みずき野自主防災隊は災害発生時に次の5本柱で運営する。

1. 災害対策本部を設置し、災害対応指揮をとる
2. 内外の情報収集を行い、的確な災害対応を行う
3. 丁目リーダーを長とする各丁目単位の隊員を中心に消火・救護活動を遂行する
4. 郷州小学校に設置される救護所を活用し救護活動を行う
5. 郷州小学校に設置される避難所と協働して被災者支援を行う



防災計画策定の前提

- 発災から 3 日間自力で生き残り、その後、公的支援が得られることを前提に対応策を立案
- 守谷市の災害対応は可能な限り自宅避難を前提に立案されているため、自宅避難者の避難支援に重点を置く
- 災害対策本部はみずき野集会所に設置
- 丁目単位に防災指揮所を設置し、対策本部と丁目指揮所で分業して効率的な災害時対応（丁目単位に実行行為）
- 災害時医療センターは災害発生から数時間で取手医師会病院に開設される
- 災害時に必要となる機材は順次そろえる
- 最初の 3 日間の食料・飲料水は各家庭で確保されていることを想定（防災倉庫の飲料・食料は避難所に避難することを余儀なくされた方と防災隊隊員を優先し、自宅避難者には生活用水の確保を支援する）
- 町内会以外の機関（たとえば市役所など）が保有すると想定される機能は重複して持たない（避難所・救護所は市役所が郷州小学校に開設されることを前提に考える）
- 避難所の運営計画は市役所が主導するものとし、町内会は全面的に協力する（みずき野から避難所運営計画を提案する）

平常時の活動

1. 防災組織・体制作り
2. 災害対応手順書の整備と関係者への周知
3. 住民 DB の作成
4. 自主防災隊隊員の訓練
5. 住民への災害時対応手段の啓蒙と訓練
6. 防災機材の充実（防災本部、丁目指揮所）
7. 関係機関・組織との事前調整
8. 防災カルテマップの作成
9. 住環境の整備計画立案（災害に強い街づくり）

1. 防災組織・体制作り

- 防災組織・体制は防災本部と丁目担当（1～8丁目に各分隊を組織する）の分隊組織で構成する
- 防災本部は対外組織（市役所、支援ボランティアなど）との窓口、及び、みずき野地区の防災指揮所・企画本部となり、丁目担当は防災・災害対応の実行部隊とする
- 高齢化の著しい班など、班担当を置くことが難しい班が増えた場合、機能の縮小など、活動内容を見直す（地域でできる範囲の活動を判定し、その範囲に活動内容を変更）
- 班担当には定員を設けず、常時3名程度の要員の参加を要請する。（発災時の不在者があること、救護・消火には人手が必要であること、などを想定し多くに参加を期待）

災害時の役割

班担当

- ・ 本人と家族の安全確保
- ・ 担当班の情報収集
- ・ 丁目リーダーに状況報告
- ・ 丁目内の救護・消火作業
- ・ 避難所への誘導
- ・ 担当丁目の自警パトロール
- ・ 防災本部の支援
- ・ 自宅避難者の支援
- ・ 避難所運営に協力
- ・ 後始末活動

丁目リーダー

- ・ 本人と家族の安全確保
- ・ 担当丁目の災害対応指揮
防災本部との協業責任者
丁目の被災状況把握と本部への報告と支援要請
- ・ 救護・消火作業
- ・ 自警パトロール
- ・ 自宅避難者支援
- ・ 後始末

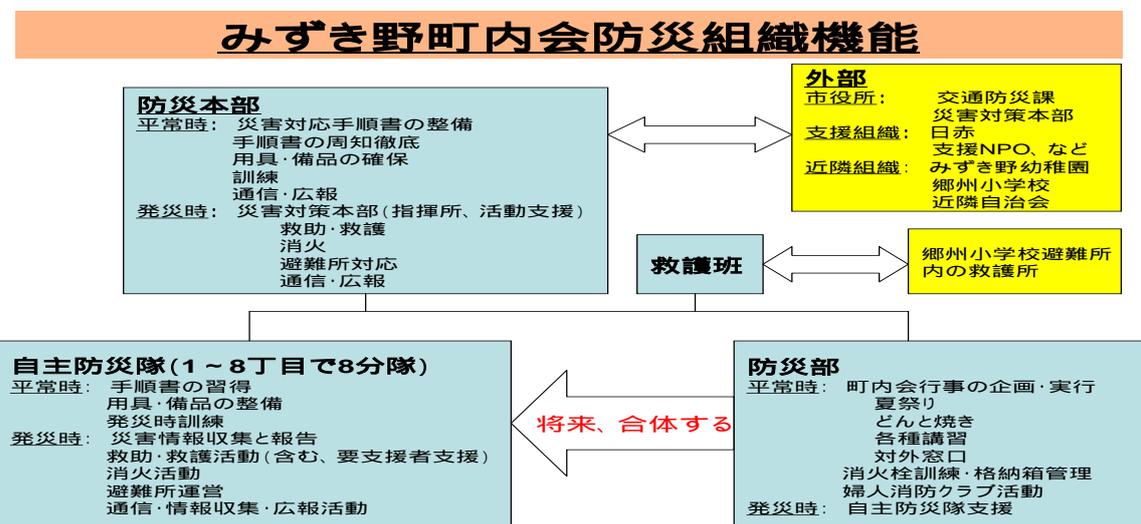
防災本部

- ・ 災害対応指揮所
- ・ 町内被災状況と対応状況確認
- ・ 災害情報収集と対応確認
- ・ 丁目の災害対応支援
- ・ 小学校・幼稚園の支援
- ・ 関係機関との調整
- ・ 近隣地域との支援協力体制の確立
- ・ 避難所の開設と運営に参加
- ・ 救護所の開設と運営に参加
- ・ 情報収集と広報活動（町内・外部）

- 実効性のある継続的な組織作り（任期は3年、再任は妨げない）
- 発災から72時間は福祉協力員など、協業する組織と協働作業を行い、救護・消火活

動に主眼を置き、自力で生き抜く活動を行うことのできる体制を整える

- 発災後、救護・消火活動が一段落した後は、丁目リーダーをリーダーとして自宅避難者支援と担当丁目の治安維持
- 避難所、救護所は市役所、近隣自治会、郷州学校など、関連組織と協議し体制を作る



2. 災害対応手順書の整備と関係者への周知（定期的な更新を含めて）

- 先行事例などを参照して初版を作成し、訓練をする過程で実効性のある手順書に変更することとして、最初から完璧を求めない（検討に時間をかけない）
- 防災担当副会長をリーダーとする丁目担当リーダーが作成・更新チームとなり、手順書を整備する
- 災害対応手順書は防災担当副会長が管理責任者として維持・管理を担当する。
- 町内会執行部は、自主防災隊員、住民それぞれに必要な情報を周知することに配慮する。

3. 住民DBの作成

- 総ての災害対応活動の基になる情報として住民DBを確保する
- DB登録については各戸の判断に委ねる（登録が無い場合、組織的な災害対応支援が難しいことを了解したうえで、登録の是非を各戸が判断）
- 自主防災の趣旨を説明し、各戸に登録を勧める（平成26年4月頃、最初の登録を予定、変更・新規登録は随時、班担当経由で集会所事務に申告）
- DB項目
 - u 居住者名（家庭内の全員）と年齢
 - u 在宅状況（自宅、勤務、通学、などの区別）
 - u 要援護などの事情（要援護者は福祉協力員との協働作業を予定）
 - u 緊急連絡先、 など

○ DB 管理

- 管理責任者は町内会長
- マスターデータは Net に接続しない PC に保管
- 班担当、丁目リーダーには担当部分のみ印刷物で配布し管理をする（年 2 回、定期更新した印刷物を配布、その間に発生する変更は班担当が集会所に連絡し、集会所事務が DB を更新する）
- データの変更は変更時点で集会所事務に申告
- 管理手順は守谷市の個人情報管理規定に準じる（コピーはしない、防災の目的以外で使用しない、保管に注意する、など）

4. 自主防災隊隊員の訓練

- 地域住民が参加する自主防災隊の隊員の訓練を毎年定期的実施する。（毎年 2 回実施を目標とする）また、この訓練は消防署、市役所など関連機関との協働訓練を想定し、炊き出し訓練などの模擬活動も併せて行う。
- 災害対策本部は自主防災隊員への定期訓練・会合（手順周知、机上訓練など）を主催する（年 4 回を目標、内 2 回は前記住民参加の訓練とする）
- 訓練時には、装備機材の保守点検・補充を併せて行い、機材などが有効に機能することを確認する
- 訓練を通じ手順の改善、関連機関との調整、など必要な改善を行う

5. 住民への災害時対応手段の啓蒙と訓練

平常時からの準備活動

○ 防災本部

- 防災組織・体制作り（実効性のある継続的な組織作り）
- 災害対応手順書の整備と関係者への周知（定期的な更新を含めて）
- 自主防災隊隊員の訓練
- 住民への災害時対応手段の啓蒙と訓練
- 防災機材の充実（防災本部、丁目指揮所）
- 関係機関・組織との事前調整
- 防災カルテマップの作成
- 住環境の整備計画立案（災害に強い街づくり）

○ 各丁目リーダー

- 災害対応手順書を熟知し、班担当を指導する
- 担当丁目の班担当とのチーム作り
- 丁目指揮所の管理
- 防災機材、設備の定期点検と補充・整備
- 訓練時には災害対策本部と連携して丁目防災訓練の指揮
- 住環境の整備実行指揮

○ 各丁目の班担当

- 担当班内のチーム作り
- 各班の個人情報整理（安否確認の対象者を特定する、家族構成、要支援、緊急 連絡先など）
- 各班の個人への避難計画の周知と訓練
- 班内の見守り（有事に備え班内の状況把握に努める）
- 個人宅の災害対応準備（防災用品揃え、食糧備蓄など）の指導

○ 住民

- 個人住環境の整備を行い班内環境整備（路上駐車ゼロなど）に協力する
- 災害対応訓練への参加
- 個人宅の災害対応準備（資機材の購入、食料・飲料の備蓄、生活用水確保、避難路確保など）

- 住民の役割（日常の準備、発災時の対応など）を全戸への配布資料で周知徹底するとともに、班担当が相談窓口となり、各戸の平時の準備（家庭内備蓄、防火対応など）を行う（各戸の役割をしっかりと認知し実行する風土を醸成する）
- 自主防災隊の訓練には住民の参加を要請する。参加することを通じ、自主防災隊への協力体制を確立（全員で災害対応する風土作り）
- 災害対策本部は、どんど焼、餅つきなど、町内会行事と併せた参加しやすい訓練により、参加しやすい環境づくりを心がける

6. 防災機材の充実（防災本部、丁目指揮所）

- 災害対策本部、各丁目指揮所に防災倉庫を併設し、必要機材を備蓄する。可能な限り自宅避難を前提として、発災後 3 日間の飲食料の備蓄は各戸が行い、備蓄倉庫には、本部・指揮所運営、救護・消火活動、治安維持に必要な機材を備蓄する
- 機材の維持管理は各丁目が実施し、調達・補充は災害対策本部が担当する

7. 関係機関・組織との事前調整

- 市役所、消防署、近隣自治会との調整など対外窓口は災害対策本部が一元的に担当する
- 西友、など支援を受けられる商業施設（スーパー、燃料業者など）との支援協定締結を推進する
- 防災体制確立・避難計画で市と地域の役割の基本方針を尊重し、市役所から地域への支援内容を確認したうえで、守谷市の防災計画・避難計画を前提にみずき野の災害対応計画を立案する
- 市役所主導による郷州小学校避難所運営計画を前提にした避難計画を立案する
- 救護所は、郷州小学校保健室・教室が予定されているので、地域医療機関との調整は市役所をお願いする

8. 防災カルテマップの作成

- 大井沢小学校校区の作成事例を参考にして作成
- 必要に応じて、前記事例のコンサルタントを招聘し助言を仰ぐ
- 作成されたマップは住民が参加する防災訓練で検証し、周知を図る
- マップ作成の結果、危険箇所の改修など環境改善を図る

9. 住環境の整備計画立案（災害に強い街づくり）

- 前記 1～8 の活動を通じ、整備項目を整理し、可能なものから改善を実行する
- 各戸に依存する改善案は町内会活動として改善を推進する
- 改善内容によっては町内会負担、行政負担などの調整が必要な場合、災害対策本部

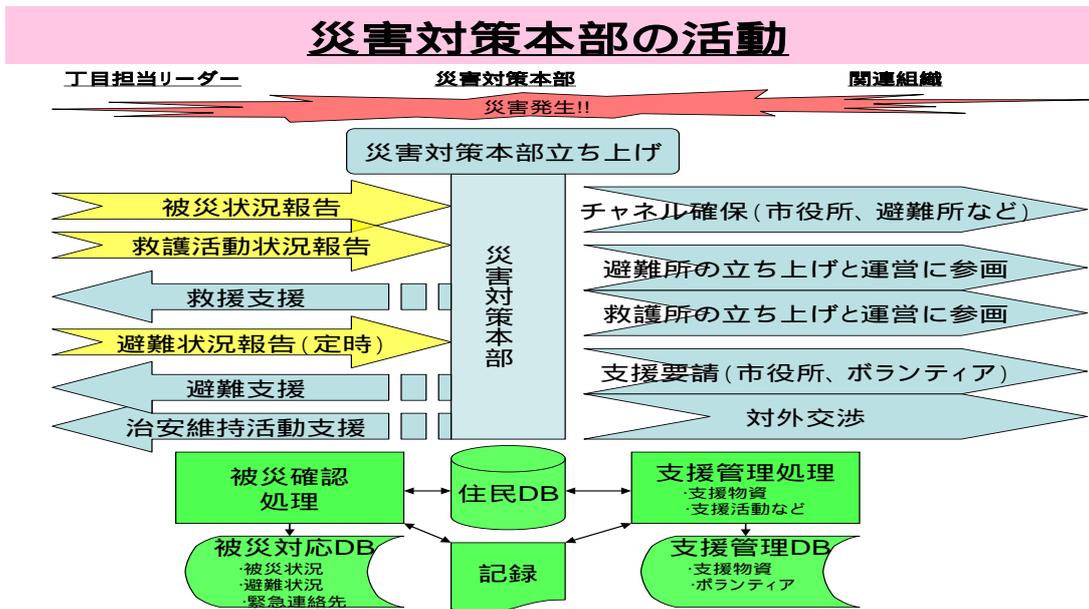
が調整し改善を推進する

- 災害対策本部は改善の進捗を定期的に評価し、改善促進活動を行う

災害発生後の活動

1. 災害対策本部開設

- 災害発生後速やかに災害対策本部を設置する。災害対策本部開設の目安は、その災害の影響が10世帯を超える場合とし、影響が少数世帯の場合は会長の判断で防災本部要員、及び、各丁目分隊単位の対応を基本とする。
- 災害対応は、発生直後には救護・消火活動に重点を置き、救護・消火活動が一段落したのち、順次、治安維持活動、復旧活動に重点を移し、状況を見て本部の縮小を行う。
- 災害対策本部の設立と同時に各丁目分隊は丁目指揮所を開設し災害対応作業を実行する。
- 災害対策本部は主に、本部・参謀機能を担当し、丁目分隊は実戦部隊として、救助・消火活動、治安維持、後片付けの作業を実行する。丁目分隊は災害対策本部の指揮のもとに、担当丁目にとどまらず状況に対応してみずき野全体の災害対応を行う。また、各丁目の指揮所設置場所に防災倉庫を併設し、必要機材を格納する。



- 災害対策本部、各丁目指揮所の開設に当たって、対策本部長、丁目担当リーダーの到着を待つことなく、最速で到着した上位者が指揮し、上位者到着後、順次指揮を上位者に委譲することとし、速やかに災害対応作業を開始する。
- 不幸にして想定外の規模の災害が発生し、組織的な活動が困難な場合の対応は以下のとおりとする。

- Ⅰ 各個人による自主的な避難
- Ⅰ 速やかに外部支援を要請
- Ⅰ 町内会では、集まれる防災隊員を総動員して各戸の被災状況把握に全力を挙げることとして、優先事項は以下のとおりとする（本部が設置できず機能が限定される場合を想定）
 - 第一位 全戸（個人単位）の被災状況と避難状況を把握する
 - 第二位 消火・救護活動（組織的な対応は期待できない）
 - 第三位 機能を縮小した仮設本部の設置（町内の灯台として）
 - 第四位 地域の治安維持（集まれる要員で組織的に対応）
 - 第五位 被災者支援活動
- 優先事項を処理しながら、外部と連携して、災害対策本部の活動他の定められた災害対応活動に移行。
- 下記の3条件が満たされた場合、順次対策本部は縮小する。
 - Ⅰ 電気・ガス・水道・通信の社会基盤の回復
 - Ⅰ 銀行・スーパーなどの商店が7割がた営業再開したとき
 - Ⅰ 自宅避難の住民に食料調達の手段が確保されたと判断できるとき

2. 丁目分隊拠点運営を支援

- 災害対策本部と丁目指揮所の交信は町内防災無線ネットワーク開設しタイムリーに状況把握をしたうえで支援策を立案し実行する
- 担当丁目に人員・資材などが不足する場合、他の丁目との調整を行う

丁目単位分隊の指揮所の設置について(案)

丁目	指揮所の設置場所	備考
災害対策本部	郷州小学校	状況に応じてみずき野集会所も活用
一丁目	くりのき公園	
二丁目	中央公園	
三丁目	くわのみ公園	
四丁目	さくらの杜公園	
五丁目	ざくら公園	
六丁目	さくらんぼ公園	
七丁目	どんぐり公園	どんぐり集会所は要援護者の避難所となる予定
八丁目	あんず公園	

・指揮所には防災倉庫を設置し、必要機材を順次整備することとする(倉庫の管理規定は別途定める)
 ・防災倉庫は世帯数に合わせて質・量の配分を行う
 ・救護所・避難所は郷州小学校を想定する
 ・指揮所には組み立て式テント、机を設置し住民が判りやすい表示をする
 ・市役所において公園の使用許可をいただけることを想定(近隣住民の同意は町内会で得る)

3. 情報収集活動（全体の最新情報を常に把握する）

- 各丁目からの連絡を基に、みずき野全体の被災状況、救護状況、非難状況、及び、連絡先（避難先）を取りまとめ一元管理する
- 前記情報は発災後速やかに整理することとし、変更は随時更新する
- 一元管理された情報を基に災害対策本部としての災害対応を立案し実行する
- 被災状況により、緊急連絡先に緊急連絡が必要な場合、丁目リーダーの判断で緊急連絡先に連絡をして、災害対策本部に連絡済であることを報告する
- 被災状況、避難状況の問合せについては、登録された緊急連絡先、及び、同居家族からの問合せには応答する。ただし、前記以外（緊急連絡先、同居家族として登録が無い場合）の問合せについては問合せ者の連絡先を聞いて該当住民に連絡先を伝え、該当住民が問合せ者に連絡することを原則とする
- 一元管理する情報は、災害対応活動、緊急連絡先への連絡、及び、問合せへの応答以外には使用しないこととし、管理は平常時のDB管理と同様に行う

4. 救護・消火活動支援と状況の取りまとめ

- 各丁目からの報告に基づき、全体を把握するとともに、郷州小学校に設置される救護所と連携して救護活動を行う
- 要隔離者の避難も小学校教室を使用する
- 救護所に開設される要員・機材は市役所にて準備されることを前提とする救護所運営計画に従う
- 自主防災隊は前記救護所運営計画に基き地元期待される要員を提供（特殊技能を前提にしないで、一般住民が提供可能な範囲）し、救護所責任者の指示に基づき活動する
- 自主防災隊救護班の主な仕事は各家庭の要救護者を救護し、前記救護所に搬送すること
- 救護所の医師の指示に基づき、取手医師会病院をはじめとする医療機関への搬送に協力する
- 各丁目での対応に限界が出た場合、災害対策本部は他の丁目からの支援など支援策を講じる

5. 避難誘導支援（要援護者の救援活動支援を含む）

- 各丁目からの報告に基づき、全体を把握するとともに、郷州小学校に設置される避難所と連携して避難誘導活動を行う
- 災害時要援護者の援護についてはあらかじめ該当者と福祉協力員が確認した内容に基づき、自主防災隊員は福祉協力員に協力して避難誘導を行う。福祉協力員はあらかじめ必要な支援を自主防災隊長目リーダーと確認する

- 要隔離者の避難も小学校教室を使用する
- 避難所に開設される機材は市役所にて準備されることを前提とする避難所運営計画に従う
- 自主防災隊は前記避難所運営計画に基き地元を期待される要員を提供する（特殊技能を前提にしないで、一般住民が提供可能な範囲）
- 各丁目では対応に限界が出た場合、災害対策本部は他の丁目からの支援など支援策を講じる

6. 避難所・救護所の開設を支援し、運営に参画

- 郷州小学校避難所運営については、別途、市役所、及び関連自治会と協議
- 自宅避難者への支援策については郷州小学校避難所運営計画のなかの重要な項目として考慮する

7. 外部との連絡調整し復旧活動の計画立案

- 被災状況を適格に把握し、タイムリーな対応が取れるように外部との折衝を図る
- 外部との折衝を行えるように緊急連絡網の整備を行う
 - 市役所災害対策本部
 - 守谷市長
 - 南守谷消防署
 - 取手医師会病院
 - 各丁目リーダー
 - 災害対策本部要員
 - 避難所、救護所
 - 郷州小学校校長、みずき野幼稚園園長、
など関係者

8. 治安維持活動

- 救護、消火活動が一段落した後、地域の治安維持のために防犯連絡協議会のパトロール活動ガイドに準じて活動する（隊員の安全優先）
- 自主防災隊員に加えて協力者を募り、各丁目ではシフト（4シフト程度、1シフト数名）を組んで24時間体制でパトロールを行う

9. 住民の状況情報の整理（毎日定期的に更新、外部避難者を含む）

- 本部が解散されるまで常に最新情報を維持管理する
- 対象者は登録された住民とし、外部避難者についても連絡パイプを維持する

補足

2013年12月現在の組織

○ 隊員数

現在の自主防災隊メンバー(班担当)

(2013年12月現在)

丁目	世帯数	班の数	現隊員数	期待数
災害対策本部	1947	117	26	40
一丁目	248	16	12	25
二丁目	173	10	9	15
三丁目	206	11	12	15
四丁目	156	9	13	15
五丁目	207	12	8	20
六丁目	386	24	22	35
七丁目	289	18	18	30
八丁目	281	17	9	25
合計	1947	117	129	220

世帯数は町内会の会員数を記載 防災は全世帯を対象とする

○ 組織

みずき野町内会防災組織体制(案)

